

2022年2月21日

各 位

会社名 サイオス株式会社
代表者名 代表取締役社長 喜多 伸夫
(コード番号3744 東証第二部)
問合せ先 執行役員 東 千 晃
電 話 0 3 - 6 4 0 1 - 5 1 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の当社第25回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会。いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。当社は、株主総会の活性化や効率化、円滑化を図る目的とともに、パンデミックや各災害時への対策、社会全体のデジタル化進展等を念頭に、場所の定めのない株主総会の開催を可能とすることが株主の皆様の利益に資すると考えることから、第13条第2項を新設するものであります。

なお、第13条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を取る旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するために、第14条第1項を変更し、第2項を新設するものであります。

また、上記の変更・新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- (3) コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、相談役及び顧問に関する第30条を削除し、以下の条数を繰り上げるものであります。

(4) その他、現在の業務執行等を踏まえて、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための 株主総会開催日	2022年3月25日（予定）
定款変更の効力 発生日	上記1.（2）（3）（4）については、2022年3月25日（予定） 上記1.（1）については、本定時株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日

【別紙】 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第13条 (株主総会の招集)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第13条 (株主総会の招集)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第14条 <u>(電子提供措置等)</u></p> <p>当社は株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第16条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。</p>	<p>第16条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、<u>出席した</u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。</p>

<p>第30条（相談役および顧問）</p> <p>取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第31条 ～（条文記載省略） 第39条</p>	<p><u>第30条</u> ～（現行どおり） <u>第38条</u></p>
<p>第40条（選任および任務）</p> <p>取締役会は、その決議により執行役員を選任し、取締役会の決定した業務執行を行わせることができる。</p> <p>2. 取締役会および取締役は、執行役員の職務を監督し、必要な指示命令を行い、執行役員は業務の状況を1ヶ月に1回以上取締役会に報告しなければならない。</p>	<p><u>第39条</u>（選任および任務） （現行どおり）</p> <p>2. 取締役会および取締役は、執行役員の職務を監督し、必要な指示命令を行う。</p>
<p>第41条（任期）</p> <p>執行役員の任期は、選任後最初の定時株主総会終結後、最初に開催される取締役会終結の時までとする。退任、辞任、補充選任、その他の取扱いについては、執行役員規程に定めるところによる。</p>	<p><u>第40条</u>（任期）</p> <p>執行役員の任期は、選任後最初の定時株主総会終結後、<u>最初に開催された取締役会の日の属する月の末日までとする。</u>退任、辞任、補充選任、その他の取扱いについては、執行役員規程に定めるところによる。</p>
<p>第42条 ～（条文記載省略） 第45条</p>	<p><u>第41条</u> ～（現行どおり） <u>第44条</u></p>

<p>附則 第2条（効力発生日）</p> <p>第1条（商号）、第2条（目的）の変更は、平成29年3月29日開催の当社定時株主総会に付議された吸収分割契約承認の件における吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第3条</p> <p>附則第2条及び本条は、前条に係る定款変更の効力発生日を以て削除する。</p>	<p>附則 （削除）</p> <p><u>第2条（効力発生日）</u></p> <p><u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後に削除する。</u></p> <p>（削除）</p>
---	---